

議案第 4 5 号

中学校の設置に関する条例の一部改正について

中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 元 年 9 月 3 日 提 出

日出町長      本    田    博    文

中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

中学校の設置に関する条例（昭和 3 9 年日出町条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表日出町立南端中学校の項を削る。

附      則

この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

理      由

南端中学校の廃止に伴い、条例を改正したいので提出する。